

毎月勤労統計調査の調査手法の検討等に関するワーキンググループ 設置について（案）

○毎月勤労統計調査の調査手法の検討等を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に毎月勤労統計調査の調査手法の検討等に関するワーキンググループを設置する。

設置理由

- 毎月勤労統計調査では、毎年1月分結果において、サンプル入れ替えやベンチマーク（ウエイト）更新に伴う断層が生じるが、賃金・労働時間指数は、数値を改訂せずそのまま時系列接続している。これは、統計委員会の指摘や答申に沿ったもの（第133回統計委員会（平成31年3月6日）資料より）。
- これまで、復元に用いる母集団労働者数の推計方法の改善等、断層縮小に向けた検討を進めてきたが、賃金に対する社会的な関心が高まる中、調査の信頼性確保や利便性向上に資する上で、断層縮小に向けた継続的な取組が必要不可欠。このため、回収率の向上と精度の改善に継続して取り組むとともに、統計調査員の業務の在り方についても検討する必要がある。
- また、令和6年4月に施行された日本標準産業分類（第14回改定）について、毎月勤労統計調査にどのように反映していくか、検討する必要がある。

(参考) 毎月勤労統計調査における遡及改訂の考え方について

統計委員会における毎月勤労統計に係る諮問審議（平成28年11月～平成29年1月）に関連する主な審議経緯等※（抜粋）

〔※ 平成31年2月22日 統計委員会委員長談話。当該談話については、第133回統計委員会（平成31年3月6日）において、統計委員会名義の文書とすることです承されている。〕

(略)

○ その後、新旧データ接続検討ワーキンググループにおいては、標本交替による新旧断層への対応、母集団情報の変更に伴う更新（比推定における比や母集団の大きさ等の更新）を検討対象とする一方、ウエイト（ベンチマーク）更新を対象外としたうえで、月次または四半期の周期で行われる9つの基幹統計調査を比較した。この比較検討を踏まえ、平成28年8月31日の第3回の同ワーキンググループにおいて、以下のような「望ましい方法」の整理がなされた。

① 標本交替による新旧断層への対応としては、

- ・ （過去値を補正し断層を解消することなく）新旧計数をそのまま接続すること
- ・ 断層が過度に広がる前に、標本を交替させること

に加えて

② 母集団情報の変更に伴う更新については、

全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合、それを利用して数値を滑らかに遡及改定すること

○ これらを、毎月勤労統計の「賃金」に当てはめると、①に言う標本交替には該当するものの、「賃金」についてはそもそも全数調査がないため、②に言う「全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合」に該当しないこととなる。

(略)

○ その後、平成30年1月にローテーション・サンプリング方式に移行を開始し、実際に平成30年1月のギャップをウエイト（ベンチマーク）と標本交替の要因別に見たところ、過去の傾向とは異なりウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップが相対的に大きかった。これに伴いウエイト（ベンチマーク）更新に伴うギャップの処理方法が注目を集めた。このため、平成30年8月28日の第125回統計委員会において、「毎月勤労統計」の接続方法及び情報提供に係る統計委員会の評価」を取りまとめ、新旧データ接続検討ワーキンググループにおいて考え方を整理する際に参考とした月次の基幹統計調査において結果を遡及改定していないことを踏まえ、毎月勤労統計調査の賃金指数における「ウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップ」についても、遡及改定しないことが適当な処理方法であることを明確化した。

検討内容

➤ 公表方法の改善・令和9年1月に行うベンチマーク更新について

毎月勤労統計調査は、就業形態（一般、パート）計の賃金を主として公表しているが、労働者が受け取っている賃金は、就業形態別に見た方が実感に近いと考えられる。また、就業形態計の賃金の伸び率については、就業形態の構成比の変化によって、数値が変化するという特徴がある。このことが、一部の利用者にとって分かりにくい、誤解を与える可能性がある、などの指摘がある。そこで、利用者にとって分かりやすい公表方法について検討する。

また、令和9年1月に行う予定のベンチマーク更新について、その影響度をあらかじめ確認し、令和6年1月に対応した方法に加えて、追加で対応する必要がないか検討する。

➤ 第14回改定日本標準産業分類への対応について

第14回改定においては、産業中分類や大分類の間の移動が起こっている。そのため、毎月勤労統計調査で作成している長期比較のための指数の系列については、過去に公表している旧産業に基づく系列と、新産業で公表することになる系列について、接続のさせ方等について検討する必要がある。

毎月勤労統計調査は一定期間ごとに調査対象を入れ替えるローテーションサンプリングにより調査を行っているため、新産業の把握の仕方や集計方法について、検討する必要がある。

➤ 回収率の向上と精度の改善について

調査対象事業所の入替え時等に発生する断層について、その縮小に向けた対応方法について、検討を進めるとともに、調査員の高齢化・人材確保等に係る課題に対応するため、調査員調査の在り方について検討する。

公表方法の改善・令和9年1月に行うベンチマーク更新について

2025（令和7）年5月分プレスリリース

毎月勤労統計調査 令和7年5月分結果速報

【調査結果の概要】 ※1 ()内は前年同月比を示す。
 ※2 断りのない限り事業所規模5人以上の結果。

1 名目賃金（一人平均）【7ページ 第1表】

(1) **就業形態計**

- 現金給与総額〔規模5人以上〕 300,141円 (1.0%増)
- 〔規模30人以上〕 335,164円 (0.3%増)
- きまって支給する給与 287,546円 (2.0%増)
- 所定内給与 268,177円 (2.1%増)
- 特別に支払われた給与 12,595円 (18.7%減)

(2) **一般労働者**

- 現金給与総額 384,696円 (1.1%増)
- 所定内給与 340,249円 (2.5%増)

(3) **パートタイム労働者**

- 現金給与総額 112,440円 (3.5%増)
- 所定内給与 108,184円 (3.4%増)
- 時間当たり給与（所定内給与） 1,382円 (4.0%増)

- ・就業形態計という属性の労働者は存在しない。
- ・一般労働者、パート労働者の賃金の伸び率よりも、就業形態計の伸び率が小さい。

2024（令和6）年1月分概況

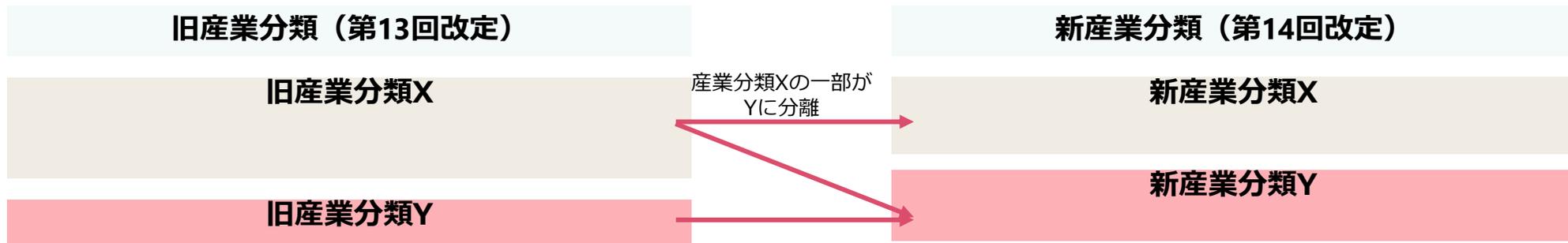
（事業所規模5人以上、令和6年1月確報）

区分	就業形態計		一般労働者		パートタイム労働者	
	前年比(差)		前年比(差)		前年比(差)	
月間現金給与額						
	円	%	円	%	円	%
現金給与総額	287,563	1.5	369,382	2.1	104,504	2.6
きまって支給する給与	274,770	1.1	351,388	1.6	103,348	2.5
所定内給与	255,876	1.3	325,365	1.8	100,404	2.7
（時間当たり給与）	—	—	—	—	1,337	3.6
所定外給与	18,894	-1.5	26,023	-0.5	2,944	-3.4
特別に支払われた給与	12,793	12.4	17,994	13.4	1,156	14.1
実質賃金						
現金給与総額	—	-1.1	—	-0.5	—	0.0
きまって支給する給与	—	-1.4	—	-1.0	—	0.0
月間実労働時間数等						
	時間	%	時間	%	時間	%
総実労働時間	128.7	-0.9	151.7	-0.3	77.3	-1.0
所定内労働時間	119.1	-0.6	138.8	-0.1	75.1	-0.9
所定外労働時間	9.6	-4.0	12.9	-3.1	2.2	-4.3
出勤日数	日	日	日	日	日	日
	16.6	0.1	18.1	0.0	13.3	0.2
常用雇用						
	千人	%	千人	%	千人	%
本調査期間末	50,277	1.2	34,751	3.0	15,525	-2.6
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
パートタイム労働者比率	30.88	0.68	—	—	—	—

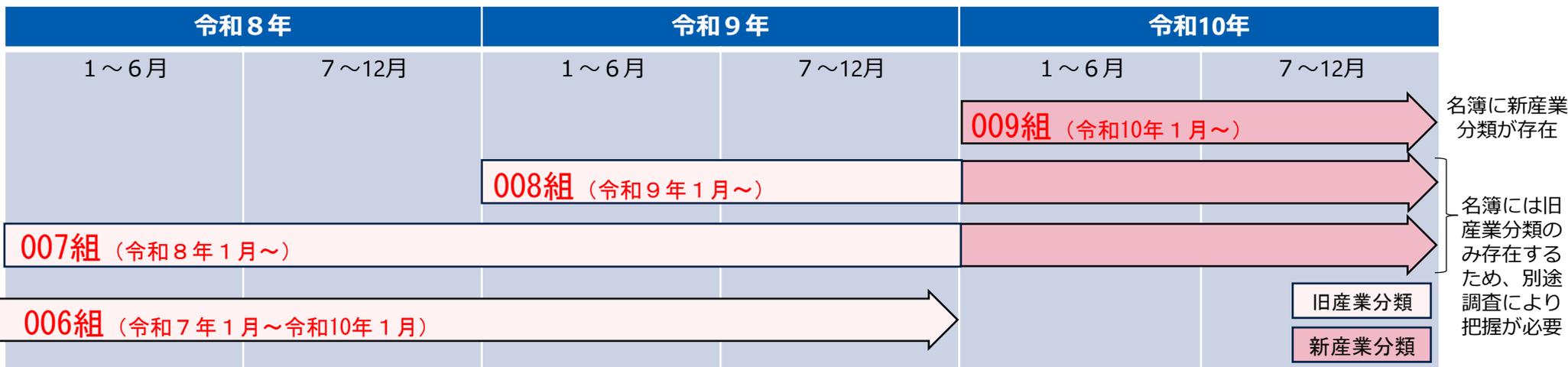
- ・一般労働者の労働者数はプラス、パート労働者の労働者数はマイナスとなっているが、パートタイム労働者比率はプラスとなっている。

第14回改定日本標準産業分類への対応

産業分類改定のイメージ図



調査のイメージ図



主な論点

- ローテーションサンプリングを行っているため、旧産業分類で調査している事業所について、どの程度詳細に新産業分類を把握するか。（集計に影響が出ない範囲とするか、それより細かく把握するかなど。）
- 集計方法の考え方。（抽出率逆数の設定方法、母集団労働者数の推計方法、共通事業所の集計方法など。）
- どの産業とどの産業を接続させるか。また、つながらない産業などについて公表方法の在り方など。

回収率の向上と精度の改善

- 令和7年度の調査研究事業「毎月勤労統計調査の改善に関する調査研究業務一式」にて、下記の赤枠に記したテーマについて検討を行っている。これらのテーマは、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）における「調査員の負担軽減」に関連するものとなっており、検討の優先順位が高いと考えている。また、断層縮小に向けた取組も継続的に求められている。
- 本ワーキンググループでは赤枠に記したテーマについて、調査研究事業の報告書を基に、実施の有無を含めて取組内容について検討を進める。なお、それ以外のテーマ（次ページ参照）については、今後、検討を進める予定である。

具体的な検討課題		指摘区分
断層縮小に向けた取組	回収率の向上のため対応すべき課題	
	1. 調査員の負担軽減に資する調査手法の見直し（事業所母集団DB以外の名簿の利用可能性等）	統計委・自治体
	2. 回答しやすい調査手法への見直し	部会
	3. 事業所調査から企業調査への見直し	統計委
	精度の改善のため対応すべき課題	
	1. 層化基準、調査対象事業所数の見直し	統計委・WG
	2. 全国調査、地方調査を合わせた設計への見直し	統計委
3. ローテーションサンプリングの在り方への見直し	統計委	
4. 母集団労働者数の推計方法の見直し（規模変更時の抽出率逆数の考え方等残された課題について）	WG	

← 令和7年度調査研究事業の対象範囲

(参考) 毎月勤労統計調査の主な検討課題

具体的な検討課題		指摘区分
断層縮小に向けた取組	回収率の向上のため対応すべき課題	
	1. 調査員の負担軽減に資する調査手法の見直し（事業所母集団D B以外の名簿の利用可能性等）	統計委・自治体
	2. 回答しやすい調査手法への見直し	部会
	3. 事業所調査から企業調査への見直し	統計委
	精度の改善のため対応すべき課題	
	1. 層化基準、調査対象事業所数の見直し	統計委・WG
	2. 全国調査、地方調査を合わせた設計への見直し	統計委
3. ローテーションサンプリングの在り方を見直し	統計委	
	4. 母集団労働者数の推計方法の見直し（規模変更時の抽出率逆数の考え方等残された課題について）	WG
新産業分類への対応、その他	当面、検討すべき課題	
	1. 産業分類改定に係る対応（接続系列作成の検討）	-
	2. ベンチマーク更新に係る対応	-
	3. 公表の在り方の検討	-
	その他の課題	
	1. 共通事業所検討会で示された課題	同検討会
	2. 賞与の支給状況の把握	総務省
3. 達成精度計算等の推計式の検討・公表	有識者	

← 今回のワーキンググループ検討範囲

← 今回のワーキンググループ検討範囲

(注) これまでに受けた指摘等を課題として整理しており、「指摘区分」には、それぞれ、主として指摘を頂いた委員会等の名称を記載。

スケジュール

審議スケジュール（案）

厚生労働統計の整備に関する検討会

第32回：令和8年3月

【議題案】・毎月勤労統計調査の調査手法の検討等に関するワーキンググループの設置について

毎月勤労統計調査の調査手法の検討等に関するワーキンググループ

第1回：令和8年6～7月

【議題案】

- ・本ワーキンググループの目的
- ・公表方法の改善・検討
- ・第14回産業分類改訂に伴う毎月勤労統計調査への対応（集計方法等）

第2回：令和8年9～10月

【議題案】

- ・第14回産業分類改定に伴う毎月勤労統計調査への対応（データを用いた分析）
- ・令和9年1月に行うベンチマーク更新への対応

第3回：令和9年1～2月

【議題案】

- ・調査改善に向けた取組（調査員調査の見直し）
- ・中間報告（案）について ※

第4回：令和9年5～6月

【議題案】

- ・調査改善に向けた取組（層化基準、調査対象事業所数の見直し）
- ・令和9年1月分結果の報告

第5回：令和9年9～10月

【議題案】

- ・調査改善に向けた取組（その他）
- ・報告書（案）について ※

開催回数や検討内容などは現時点の予定であり、ワーキンググループの検討状況によって変更が生じる場合がある。（令和9年度中）

※ 中間報告、報告書については、厚生労働統計の整備に関する検討会に報告する。

(案)

毎月勤労統計調査の調査手法の検討等に関するワーキンググループについて

令和8年 月 日

厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

毎月勤労統計調査の調査手法の検討等を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に毎月勤労統計調査の調査手法の検討等に関するワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

【検討中】

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和10年3月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。